

特別徴収義務者 様

**令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収義務者指定通知書**

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項並びに豊橋市市税条例第30条及び第36条の4の規定により、貴事業所を給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収義務者として指定します。

令和5年5月15日

豊橋市長 浅井 由崇

